

して推移せんか到底事業の不成立なる事明白になりしを以て二月二十一日仕事分量の最低限度を發表し重役親しく各工場を巡廻して具に新制度の精神並に會社目下の窮狀を訴へ懇切に依頼する處ありしも作業の狀態依然として變らず茲に於て全廿五日仕事分量の最低限度に到達せざる場合は歩引すべき事を發表し翌廿六日より之を實施せるに能率依然たるのみが會社の期待に副はざるもの多く到底事業の繼續をなすこと能はざるに至り有らん限りの方法を以て反省を促し候も益々惡化するのみにて工場整理を不可能に至らしめ候に付工員に對し慰撫諭告を重ね候も何等の效なく本月九十の兩日に亘り遂に第九及び第十工場の工員に對し出勤停止を命ぜざるを得ざる悲境に立ち到り事態漸く險惡に迫り候折柄當町の平和と繁榮を念とせる町内有志諸君の調停せらるゝに應じ互讓協調圓滿なる解決をなさむと切望し數次の交渉を重ね候も工員側の提出せる要求案は全く當會社の新制度を根本的に覆すべきものにして協調の餘地なき事明になりしを以て遺憾至極なりと雖遂に協調不調に立ち到るや即時(十六日正午)殘餘の十三ヶ工場の工員總罷業の舉に出で候に付³同日より休業するの餘儀なき場合に相成候之れ全く弊社不徳の致す處にして江湖多數の御愛用者各位に對しては御不自由相掛け何とも申譯無之次第に御座候へども何卒事情御諒察の上御宥恕被成下度奉懇願候

敬白

大正十二年三月十七日

千葉縣野田町



野田醬油株式會社